

兵庫県公報

令和2年8月18日 火曜日 第132号

発行人
兵庫県
神戸市中央区下山手通
5丁目10番1号

毎週火曜日及び金曜日発行、
その日が休日のときはその翌日



(兵庫県民の旗=県旗)

目次

告 示

	ページ
○生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に基づく指定医療機関の指定(地域福祉課).....	2
○生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に基づく指定医療機関の廃止の届出(同).....	2
○生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に基づく指定介護機関の指定(同).....	3
○生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に基づく指定介護機関の名称等の変更及び廃止の届出(同).....	3
○生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に基づく指定施術機関の指定(同).....	4
○生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に基づく指定施術機関の名称等の変更及び廃止の届出(同).....	5
○土地改良区役員の退任及び就任の届出(農地整備課).....	5
○土地改良区の定款の変更認可(同).....	7
○公共測量を実施する旨の通知(契約管理課).....	7
○同 上(同).....	7
○同 上(同).....	8
○同 上(同).....	8
○同 上(同).....	8
○公共測量が終了した旨の通知(同).....	8
○同 上(同).....	9
○同 上(同).....	9
○平成10年兵庫県告示第374号(急傾斜地崩壊危険区域の指定)の一部改正(砂防課).....	9
○景観影響評価準備書の縦覧等(都市政策課).....	10
○土地区画整理組合の理事の氏名等の届出(市街地整備課).....	10
○建築基準法に基づく指定確認検査機関の指定の更新(建築指導課).....	10
○道路の位置指定(東播磨県民局).....	11
○重要調整池に係る検査の結果(但馬県民局).....	11
○総合治水条例に基づく指定雨水貯留浸透施設の指定(丹波県民局).....	12
○同 上(同).....	12

公 告

○入札公告(情報企画課).....	13
○同 上(同).....	15
○土砂災害警戒区域等の指定手続に関する要領に基づく土砂災害警戒区域の指定の案の閲覧(砂防課).....	17
○同 上(同).....	18
○同 上(同).....	19
○土砂災害警戒区域の改正の案の閲覧(同).....	20
○同 上(同).....	21
○同 上(同).....	21
○土砂災害警戒区域等の指定手続に関する要領に基づく土砂災害特別警戒区域の指定の案の閲覧(同).....	22
○同 上(同).....	26
○同 上(同).....	30
○大規模小売店舗の新設に関する届出(都市計画課).....	35

- ア 入札は、所定の日時及び場所に入札書を持参又は郵送等により行うこと。
- イ 所定の額の入札保証金（入札保証金に代わる担保の提供を含む。）が所定の日時までに提出されていること。
- ウ 入札者又はその代理人が同一事項について2通以上した入札でないこと。
- エ 同一事項の入札において、他の入札者の代理人を兼ねた者又は2人以上の入札者の代理をした者の入札でないこと。
- オ 連合その他の不正行為によってされたと認められる入札でないこと。
- カ 入札書に入札金額、入札者の氏名及び押印があり、入札金額が分明であること。
なお、代理人が入札をする場合は、入札書に代理人の記名及び押印があること。
- キ 代理人が入札する場合は、入札開始前に委任状を入札執行者に提出すること。
- ク 入札書に記載された入札金額が訂正されていないこと。
- ケ 再度入札に参加できる者は、次のいずれかの者であること。
- (7) 初度の入札に参加して有効な入札をした者
- (i) 初度の入札において、上記アからクまでの条件に違反し無効となった入札者のうち、ア、エ又はオに違反して無効となった者以外の者
- (5) 入札の無効
本公告に示した一般競争入札参加資格のない者のした入札、仕様を満たさない者のした入札、提出書類に虚偽の記載をした者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。
- (6) 契約書作成の要否
要作成
- (7) 落札者の決定方法
入札説明書で示した業務を履行できると契約担当者が判断した入札者であって、財務規則第85条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。
- (8) その他
詳細は入札説明書による。

6 Summary for the Notice of General Competitive Tendering

- (1) Name and title of the head of the procuring entity:
Ido Toshizo, Governor of Hyogo Prefecture
- (2) Nature of the service to be required:
Operation and maintenance of the reinforced Hyogo Information Highway
- (3) Deadline for the submission of tender application forms:
17:00 September 1, 2020
- (4) Deadline for tender:
11:00 September 30, 2020 by direct delivery
17:00 September 29, 2020 by mail
- (5) Office to contact concerning the notice:
System Administration Office, Information Policy and System Administration Division,
Civil Policy Planning and Administration Department, Hyogo Prefectural Government
5-10-1 Shimoyamate-dori, Chuo-ku, Kobe, Hyogo 650-8567
TEL (078)341-7711 extension 2276

~~~~~

#### 土砂災害警戒区域等の指定手続に関する要領に基づく土砂災害警戒区域の指定の案の閲覧

土砂災害警戒区域等の指定手続に関する要領（以下「要領」という。）第4条第1項の規定により、土砂災害警戒区域の指定の案を、次のとおり閲覧に供する。

なお、指定しようとする区域内に存する土地若しくは建築物の所有者、管理者又は占有者は、閲覧期間の満了の日まで、この案について兵庫県知事に意見書を提出することができる。

令和2年8月18日

兵庫県知事 井戸敏三

#### 1 指定しようとする区域の名称等

| 名 称                      | 指 定 の 区 域          | 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 |
|--------------------------|--------------------|---------------------|
| 多田Ⅱ<br>(102010454)       | 姫路市山田町多田（別図1のとおり）  | 急傾斜地の崩壊             |
| 豊富(1)Ⅱ<br>(102010455)    | 姫路市豊富町豊富（別図2のとおり）  | 急傾斜地の崩壊             |
| 佐良和Ⅱ<br>(102010456)      | 姫路市飾東町佐良和（別図3のとおり） | 急傾斜地の崩壊             |
| 志吹Ⅰ-2<br>(102010457)     | 姫路市飾東町志吹（別図4のとおり）  | 急傾斜地の崩壊             |
| 八重畑Ⅰ-2<br>(102010458)    | 姫路市飾東町八重畑（別図5のとおり） | 急傾斜地の崩壊             |
| 城見台(2)Ⅰ-2<br>(102010459) | 姫路市城見台一丁目（別図6のとおり） | 急傾斜地の崩壊             |

（別図1から別図6までは省略し、3に記載する場所に備え置いて閲覧に供する。）

2 指定の案の閲覧期間

令和2年8月26日（水）から同年9月9日（水）まで

3 指定の案の閲覧場所

兵庫県中播磨県民センター姫路土木事務所、姫路市役所危機管理室、飾東出張所、北出張所及び船山出張所

4 意見書に関する事項

(1) 様式

要領第5条第2項の規定により定める様式

(2) 提出先

兵庫県中播磨県民センター姫路土木事務所河川砂防課  
〒670-0947 姫路市北条1丁目98番地

(3) 提出期限

令和2年9月9日（水）まで（当日消印有効）

(4) 意見要旨及び県の考え方の公表

提出された意見の要旨及びこれに対する兵庫県の考え方は、令和2年11月9日（月）までに、3に記載する場所において閲覧に供し、及び兵庫県ホームページに掲載し、公表する。



**土砂災害警戒区域等の指定手続に関する要領に基づく土砂災害警戒区域の指定の案の閲覧**

土砂災害警戒区域等の指定手続に関する要領（以下「要領」という。）第4条第1項の規定により、土砂災害警戒区域の指定の案を、次のとおり閲覧に供する。

なお、指定しようとする区域内に存する土地若しくは建築物の所有者、管理者又は占有者は、閲覧期間の満了の日まで、この案について兵庫県知事に意見書を提出することができる。

令和2年8月18日

兵庫県知事 井戸敏三

1 指定しようとする区域の名称等

| 名 称 | 指 定 の 区 域 | 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 |
|-----|-----------|---------------------|
|     |           |                     |

|                          |                 |         |
|--------------------------|-----------------|---------|
| 三宅(1) I-2<br>(123040088) | 養父市三宅 (別図1のとおり) | 急傾斜地の崩壊 |
| 三宅(2) I-2<br>(123040089) | 養父市三宅 (別図2のとおり) | 急傾斜地の崩壊 |
| 草出 I-2<br>(123040090)    | 養父市草出 (別図3のとおり) | 急傾斜地の崩壊 |

(別図1から別図3までは省略し、3に記載する場所に備え置いて閲覧に供する。)

- 2 指定の案の閲覧期間  
令和2年8月26日(水)から同年9月9日(水)まで
- 3 指定の案の閲覧場所  
兵庫県但馬県民局養父土木事務所、養父市役所及び関宮地域局
- 4 意見書に関する事項
  - (1) 様式  
要領第5条第2項の規定により定める様式
  - (2) 提出先  
兵庫県但馬県民局養父土木事務所河川砂防第2課  
〒667-0022 養父市八鹿町下網場320
  - (3) 提出期限  
令和2年9月9日(水)まで(当日消印有効)
  - (4) 意見要旨及び県の考え方の公表  
提出された意見の要旨及びこれに対する兵庫県の考え方は、令和2年11月9日(月)までに、3に記載する場所において閲覧に供し、及び兵庫県ホームページに掲載し、公表する。



**土砂災害警戒区域等の指定手続に関する要領に基づく土砂災害警戒区域の指定の案の閲覧**

土砂災害警戒区域等の指定手続に関する要領(以下「要領」という。)第4条第1項の規定により、土砂災害警戒区域の指定の案を、次のとおり閲覧に供する。

なお、指定しようとする区域内に存する土地若しくは建築物の所有者、管理者又は占有者は、閲覧期間の満了の日まで、この案について兵庫県知事に意見書を提出することができる。

令和2年8月18日

兵庫県知事 井戸敏三

1 指定しようとする区域の名称等

| 名 称                      | 指 定 の 区 域          | 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 |
|--------------------------|--------------------|---------------------|
| 母坪 I-2<br>(124010072)    | 丹波市柏原町母坪 (別図1のとおり) | 急傾斜地の崩壊             |
| 母坪(2) I-2<br>(124010073) | 丹波市柏原町母坪 (別図2のとおり) | 急傾斜地の崩壊             |
| 田路 I-2<br>(124010074)    | 丹波市柏原町田路 (別図3のとおり) | 急傾斜地の崩壊             |
| 田路(3) I-2<br>(124010075) | 丹波市柏原町田路 (別図4のとおり) | 急傾斜地の崩壊             |
| 北山(2) I-2<br>(124010076) | 丹波市柏原町北山 (別図5のとおり) | 急傾斜地の崩壊             |

|                           |                     |         |
|---------------------------|---------------------|---------|
| 北山 I-2<br>(124010077)     | 丹波市柏原町北山 (別図6のとおり)  | 急傾斜地の崩壊 |
| 南多田 I-2<br>(124010078)    | 丹波市柏原町南多田 (別図7のとおり) | 急傾斜地の崩壊 |
| 上小倉(2) I-2<br>(124010079) | 丹波市柏原町上小倉 (別図8のとおり) | 急傾斜地の崩壊 |

(別図1から別図8までは省略し、3に記載する場所に備え置いて閲覧に供する。)

- 2 指定の案の閲覧期間  
令和2年8月26日(水)から同年9月9日(水)まで
- 3 指定の案の閲覧場所  
兵庫県丹波県民局丹波土木事務所及び丹波市役所柏原支所
- 4 意見書に関する事項
  - (1) 様式  
要領第5条第2項の規定により定める様式
  - (2) 提出先  
兵庫県丹波県民局丹波土木事務所公園砂防課  
〒669-3309 丹波市柏原町柏原688
  - (3) 提出期限  
令和2年9月9日(水)まで(当日消印有効)
  - (4) 意見要旨及び県の考え方の公表  
提出された意見の要旨及びこれに対する兵庫県の考え方は、令和2年11月9日(月)までに、3に記載する場所において閲覧に供し、及び兵庫県ホームページに掲載し、公表する。



**土砂災害警戒区域の改正の案の閲覧**

平成22年兵庫県告示第790号(土砂災害警戒区域の指定)の一部を改正するため、改正の案を、次のとおり閲覧に供する。

なお、改正しようとする区域内に存する土地若しくは建築物の所有者、管理者又は占有者は、閲覧期間の満了の日まで、この案について兵庫県知事に意見書を提出することができる。

令和2年8月18日

兵庫県知事 井戸敏三

- 1 改正しようとする区域の案  
志吹 I (102010189) の項中別図22、八重畑 I (102010201) の項中別図31、豊富 II (102010234) の項中別図64、城見台(2) I (102010244) の項中別図74を次の図面のとおり改める。  
(「次の図面」は省略し、3に記載する場所に備え置いて閲覧に供する。)
- 2 改正の案の閲覧期間  
令和2年8月26日(水)から同年9月9日(水)まで
- 3 改正の案の閲覧場所  
兵庫県中播磨県民センター姫路土木事務所、姫路市役所危機管理室、飾東出張所、北出張所及び船山出張所
- 4 意見書に関する事項
  - (1) 様式  
土砂災害警戒区域等の指定手続に関する要領第5条第2項の規定により定める様式
  - (2) 提出先  
兵庫県中播磨県民センター姫路土木事務所河川砂防課  
〒670-0947 姫路市北条1丁目98番地
  - (3) 提出期限  
令和2年9月9日(水)まで(当日消印有効)

(4) 意見要旨及び県の考え方の公表

提出された意見の要旨及びこれに対する兵庫県の考え方は、令和2年11月9日(月)までに、3に記載する場所において閲覧に供し、及び兵庫県ホームページに掲載し、公表する。



**土砂災害警戒区域の改正の案の閲覧**

平成21年兵庫県告示第541号(土砂災害警戒区域の指定)の一部を改正するため、改正の案を、次のとおり閲覧に供する。

なお、改正しようとする区域内に存する土地若しくは建築物の所有者、管理者又は占有者は、閲覧期間の満了の日まで、この案について兵庫県知事に意見書を提出することができる。

令和2年8月18日

兵庫県知事 井戸敏三

1 改正しようとする区域の案

三宅(1)I(123040003)の項中別図3、耳堂(3)II(123040004)の項中別図4、三宅(2)I(123040005)の項中別図5、大谷(3)I(123040010)の項中別図10、奥村I(123040013)の項中別図13、万久里(1)I(123040015)の項中別図15、万久里(2)II(123040016)の項中別図16、万久里(1)II(123040017)の項中別図17、尾崎I(123040020)の項中別図20、片岡I(123040021)の項中別図21、八木谷I(123040028)の項中別図28、吉井I(123040030)の項中別図30、葛畑(3)II(123040052)の項中別図52、安井(2)II(123040058)の項中別図58、出合(1)II(123040063)の項中別図63、草出I(123040073)の項中別図73、草出(1)II(123040074)の項中別図74を次の図面のとおりに改める。

(「次の図面」は省略し、3に記載する場所に備え置いて閲覧に供する。)

2 改正の案の閲覧期間

令和2年8月26日(水)から同年9月9日(水)まで

3 改正の案の閲覧場所

兵庫県但馬県民局養父土木事務所、養父市役所及び関宮地域局

4 意見書に関する事項

(1) 様式

土砂災害警戒区域等の指定手続に関する要領第5条第2項の規定により定める様式

(2) 提出先

兵庫県但馬県民局養父土木事務所河川砂防第2課  
〒667-0022 養父市八鹿町下網場320

(3) 提出期限

令和2年9月9日(水)まで(当日消印有効)

(4) 意見要旨及び県の考え方の公表

提出された意見の要旨及びこれに対する兵庫県の考え方は、令和2年11月9日(月)までに、3に記載する場所において閲覧に供し、及び兵庫県ホームページに掲載し、公表する。



**土砂災害警戒区域の改正の案の閲覧**

平成23年兵庫県告示第717号(土砂災害警戒区域の指定)の一部を改正するため、改正の案を、次のとおり閲覧に供する。

なお、改正しようとする区域内に存する土地若しくは建築物の所有者、管理者又は占有者は、閲覧期間の満了の日まで、この案について兵庫県知事に意見書を提出することができる。

令和2年8月18日

兵庫県知事 井戸敏三

1 改正しようとする区域の案

母坪I(124010001)の項中別図1、母坪(2)I(124010002)の項中別図2、田路I(124010004)の項中別図4、田路(3)I(124010005)の項中別図5、北山(2)I(124010007)の項中別図7、北山I(124010008)の項中別図8、東鴨野(2)I(124010010)の項中別図10、大新屋I(124010011)の項中別図11、南多田I(124010014)の項中別図14、小南I(124010029)の項中別図29、柏原(10)I(124010031)の項中別図31、上小倉(2)I(124010036)の項中別図36、上小倉(4)II(124010050)の項中別図50、口石戸川I(224010001)

の項中別図72、室地川 I (224010004) の項中別図75、鴨野川 I (224010033) の項中別図104を次の図面のとおりに改める。

(「次の図面」は省略し、3に記載する場所に備え置いて閲覧に供する。)

2 改正の案の閲覧期間

令和2年8月26日(水)から同年9月9日(水)まで

3 改正の案の閲覧場所

兵庫県丹波県民局丹波土木事務所及び丹波市役所柏原支所

4 意見書に関する事項

(1) 様式

土砂災害警戒区域等の指定手続に関する要領第5条第2項の規定により定める様式

(2) 提出先

兵庫県丹波県民局丹波土木事務所公園砂防課

〒669-3309 丹波市柏原町柏原 688

(3) 提出期限

令和2年9月9日(水)まで(当日消印有効)

(4) 意見要旨及び県の考え方の公表

提出された意見の要旨及びこれに対する兵庫県の考え方は、令和2年11月9日(月)までに、3に記載する場所において閲覧に供し、及び兵庫県ホームページに掲載し、公表する。



**土砂災害警戒区域等の指定手続に関する要領に基づく土砂災害特別警戒区域の指定の案の閲覧**

土砂災害警戒区域等の指定手続に関する要領(以下「要領」という。)第4条第1項の規定により、土砂災害特別警戒区域の指定の案を、次のとおり閲覧に供する。

なお、指定しようとする区域内に存する土地若しくは建築物の所有者、管理者又は占有者は、閲覧期間の満了の日まで、この案について兵庫県知事に意見書を提出することができる。

令和2年8月18日

兵庫県知事 井戸 敏三

1 指定しようとする区域の名称等

| 名 称                    | 指 定 の 区 域          | 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 | 自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 |
|------------------------|--------------------|---------------------|-------------------------------|
| 大釜(2) I<br>(102010169) | 姫路市飾東町大釜(別図1のとおり)  | 急傾斜地の崩壊             | 別図1のとおり                       |
| 小原(1) I<br>(102010170) | 姫路市飾東町小原(別図2のとおり)  | 急傾斜地の崩壊             | 別図2のとおり                       |
| 小原(2) I<br>(102010171) | 姫路市飾東町小原(別図3のとおり)  | 急傾斜地の崩壊             | 別図3のとおり                       |
| 小原(3) I<br>(102010172) | 姫路市飾東町小原(別図4のとおり)  | 急傾斜地の崩壊             | 別図4のとおり                       |
| 小原Ⅲ<br>(102010173)     | 姫路市飾東町小原(別図5のとおり)  | 急傾斜地の崩壊             | 別図5のとおり                       |
| 小原新 I<br>(102010174)   | 姫路市飾東町小原新(別図6のとおり) | 急傾斜地の崩壊             | 別図6のとおり                       |
| 小原新Ⅲ<br>(102010175)    | 姫路市飾東町小原新(別図7のとおり) | 急傾斜地の崩壊             | 別図7のとおり                       |

|                        |                                  |         |          |
|------------------------|----------------------------------|---------|----------|
| 北野(1)Ⅲ<br>(102010176)  | 姫路市飾東町北野(別図8のとおり)                | 急傾斜地の崩壊 | 別図8のとおり  |
| 北野(2)Ⅲ<br>(102010177)  | 姫路市飾東町北野(別図9のとおり)                | 急傾斜地の崩壊 | 別図9のとおり  |
| 清住(1)Ⅱ<br>(102010182)  | 姫路市飾東町清住(別図10のとおり)               | 急傾斜地の崩壊 | 別図10のとおり |
| 清住(2)Ⅱ<br>(102010183)  | 姫路市飾東町清住(別図11のとおり)               | 急傾斜地の崩壊 | 別図11のとおり |
| 清住Ⅲ<br>(102010185)     | 姫路市飾東町清住(別図12のとおり)               | 急傾斜地の崩壊 | 別図12のとおり |
| 塩崎(1)Ⅲ<br>(102010187)  | 姫路市飾東町塩崎(別図13のとおり)               | 急傾斜地の崩壊 | 別図13のとおり |
| 塩崎(2)Ⅲ<br>(102010188)  | 姫路市飾東町塩崎(別図14のとおり)               | 急傾斜地の崩壊 | 別図14のとおり |
| 志吹Ⅰ<br>(102010189)     | 姫路市飾東町志吹(別図15のとおり)               | 急傾斜地の崩壊 | 別図15のとおり |
| 唐端新Ⅰ<br>(102010190)    | 姫路市飾東町唐端新(別図16のとおり)              | 急傾斜地の崩壊 | 別図16のとおり |
| 唐端新(2)Ⅱ<br>(102010192) | 姫路市飾東町唐端新(別図17のとおり)              | 急傾斜地の崩壊 | 別図17のとおり |
| 唐端新(4)Ⅱ<br>(102010194) | 姫路市飾東町志吹(別図18のとおり)               | 急傾斜地の崩壊 | 別図18のとおり |
| 唐端新(2)Ⅲ<br>(102010197) | 姫路市飾東町唐端新<br>加古川市志方町西牧(別図19のとおり) | 急傾斜地の崩壊 | 別図19のとおり |
| 唐端新(3)Ⅲ<br>(102010198) | 姫路市飾東町唐端新(別図20のとおり)              | 急傾斜地の崩壊 | 別図20のとおり |
| 豊国(1)Ⅰ<br>(102010199)  | 姫路市飾東町豊国(別図21のとおり)               | 急傾斜地の崩壊 | 別図21のとおり |
| 豊国Ⅲ<br>(102010200)     | 姫路市飾東町豊国(別図22のとおり)               | 急傾斜地の崩壊 | 別図22のとおり |
| 八重畑Ⅰ<br>(102010201)    | 姫路市飾東町八重畑(別図23のとおり)              | 急傾斜地の崩壊 | 別図23のとおり |
| 八重畑(3)Ⅰ<br>(102010203) | 姫路市飾東町八重畑(別図24のとおり)              | 急傾斜地の崩壊 | 別図24のとおり |
| 八重畑Ⅱ<br>(102010204)    | 姫路市飾東町八重畑(別図25のとおり)              | 急傾斜地の崩壊 | 別図25のとおり |
| 八重畑(2)Ⅲ<br>(102010206) | 姫路市飾東町八重畑(別図26のとおり)              | 急傾斜地の崩壊 | 別図26のとおり |

|                         |                      |         |          |
|-------------------------|----------------------|---------|----------|
| 山崎Ⅱ<br>(102010207)      | 姫路市飾東町山崎(別図27のとおり)   | 急傾斜地の崩壊 | 別図27のとおり |
| 夕陽ヶ丘(1)Ⅰ<br>(102010208) | 姫路市飾東町夕陽ヶ丘(別図28のとおり) | 急傾斜地の崩壊 | 別図28のとおり |
| 夕陽ヶ丘(3)Ⅰ<br>(102010210) | 姫路市飾東町夕陽ヶ丘(別図29のとおり) | 急傾斜地の崩壊 | 別図29のとおり |
| 夕陽ヶ丘(4)Ⅰ<br>(102010211) | 姫路市飾東町夕陽ヶ丘(別図30のとおり) | 急傾斜地の崩壊 | 別図30のとおり |
| 御蔭Ⅰ<br>(102010227)      | 姫路市豊富町御蔭(別図31のとおり)   | 急傾斜地の崩壊 | 別図31のとおり |
| 御蔭Ⅱ<br>(102010228)      | 姫路市豊富町御蔭(別図32のとおり)   | 急傾斜地の崩壊 | 別図32のとおり |
| 御蔭(1)Ⅲ<br>(102010230)   | 姫路市豊富町御蔭(別図33のとおり)   | 急傾斜地の崩壊 | 別図33のとおり |
| 御蔭(2)Ⅲ<br>(102010231)   | 姫路市豊富町御蔭(別図34のとおり)   | 急傾斜地の崩壊 | 別図34のとおり |
| 神谷(2)Ⅱ<br>(102010232)   | 姫路市豊富町神谷(別図35のとおり)   | 急傾斜地の崩壊 | 別図35のとおり |
| 神谷Ⅲ<br>(102010233)      | 姫路市豊富町神谷(別図36のとおり)   | 急傾斜地の崩壊 | 別図36のとおり |
| 豊富Ⅱ<br>(102010234)      | 姫路市豊富町豊富(別図37のとおり)   | 急傾斜地の崩壊 | 別図37のとおり |
| 多田Ⅲ<br>(102010237)      | 姫路市山田町多田(別図38のとおり)   | 急傾斜地の崩壊 | 別図38のとおり |
| 東多田Ⅰ<br>(102010238)     | 姫路市山田町多田(別図39のとおり)   | 急傾斜地の崩壊 | 別図39のとおり |
| 西山田Ⅰ<br>(102010240)     | 姫路市山田町西山田(別図40のとおり)  | 急傾斜地の崩壊 | 別図40のとおり |
| 南山田Ⅲ<br>(102010241)     | 姫路市山田町南山田(別図41のとおり)  | 急傾斜地の崩壊 | 別図41のとおり |
| 福地Ⅱ<br>(102010242)      | 姫路市山田町南山田(別図42のとおり)  | 急傾斜地の崩壊 | 別図42のとおり |
| 城見台(2)Ⅰ<br>(102010244)  | 姫路市城見台一丁目(別図43のとおり)  | 急傾斜地の崩壊 | 別図43のとおり |
| 城見台(3)Ⅰ<br>(102010245)  | 姫路市城見台三丁目(別図44のとおり)  | 急傾斜地の崩壊 | 別図44のとおり |
| 城見台(4)Ⅰ<br>(102010246)  | 姫路市城見台二丁目(別図45のとおり)  | 急傾斜地の崩壊 | 別図45のとおり |
| 城見台(5)Ⅰ<br>(102010247)  | 姫路市城見台二丁目(別図46のとおり)  | 急傾斜地の崩壊 | 別図46のとおり |

|                       |                                 |         |          |
|-----------------------|---------------------------------|---------|----------|
| 多田Ⅱ<br>(102010454)    | 姫路市山田町多田(別図47のとおり)              | 急傾斜地の崩壊 | 別図47のとおり |
| 豊富(1)Ⅱ<br>(102010455) | 姫路市豊富町豊富(別図48のとおり)              | 急傾斜地の崩壊 | 別図48のとおり |
| 佐良和Ⅱ<br>(102010456)   | 姫路市飾東町佐良和(別図49のとおり)             | 急傾斜地の崩壊 | 別図49のとおり |
| 北野川Ⅰ<br>(202010089)   | 姫路市飾東町北野(別図50のとおり)              | 土石流     | 別図50のとおり |
| 庄川第2Ⅰ<br>(202010093)  | 姫路市飾東町豊国(別図51のとおり)              | 土石流     | 別図51のとおり |
| 佐土川Ⅱ<br>(202010100)   | 姫路市飾東町山崎(別図52のとおり)              | 土石流     | 別図52のとおり |
| 城山東谷Ⅰ<br>(202010106)  | 姫路市豊富町豊富(別図53のとおり)              | 土石流     | 別図53のとおり |
| 金竹東Ⅱ<br>(202010110)   | 姫路市豊富町御蔭(別図54のとおり)              | 土石流     | 別図54のとおり |
| 金竹奥Ⅱ<br>(202010111)   | 姫路市豊富町御蔭(別図55のとおり)              | 土石流     | 別図55のとおり |
| 生野谷Ⅱ<br>(202010112)   | 姫路市豊富町御蔭(別図56のとおり)              | 土石流     | 別図56のとおり |
| 糸井(1)Ⅰ<br>(137000012) | 揖保郡太子町糸井<br>姫路市勝原区朝日谷(別図57のとおり) | 急傾斜地の崩壊 | 別図57のとおり |
| 糸井(2)Ⅰ<br>(137000013) | 揖保郡太子町糸井<br>姫路市網干区和久(別図58のとおり)  | 急傾斜地の崩壊 | 別図58のとおり |

(別図1から別図58までは省略し、3に記載する場所に備え置いて閲覧に供する。)

2 指定の案の閲覧期間

令和2年8月26日(水)から同年9月9日(水)まで

3 指定の案の閲覧場所

兵庫県中播磨県民センター姫路土木事務所、姫路市役所危機管理室、飾東出張所、北出張所及び船山出張所

4 意見書に関する事項

(1) 様式

要領第5条第2項の規定により定める様式

(2) 提出先

兵庫県中播磨県民センター姫路土木事務所河川砂防課  
〒670-0947 姫路市北条1丁目98番地

(3) 提出期限

令和2年9月9日(水)まで(当日消印有効)

(4) 意見要旨及び県の考え方の公表

提出された意見の要旨及びこれに対する兵庫県の考え方は、令和2年11月9日(月)までに、3に記載する場所において閲覧に供し、及び兵庫県ホームページに掲載し、公表する。

~~~~~

土砂災害警戒区域等の指定手続に関する要領に基づく土砂災害特別警戒区域の指定の案の閲覧

土砂災害警戒区域等の指定手続に関する要領（以下「要領」という。）第4条第1項の規定により、土砂災害特別警戒区域の指定の案を、次のとおり閲覧に供する。

なお、指定しようとする区域内に存する土地若しくは建築物の所有者、管理者又は占有者は、閲覧期間の満了の日まで、この案について兵庫県知事に意見書を提出することができる。

令和2年8月18日

兵庫県知事 井戸 敏 三

1 指定しようとする区域の名称等

名 称	指 定 の 区 域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
三宅Ⅱ (123040001)	養父市三宅（別図1のとおり）	急傾斜地の崩壊	別図1のとおり
三宅(3)Ⅰ (123040002)	養父市三宅（別図2のとおり）	急傾斜地の崩壊	別図2のとおり
三宅(1)Ⅰ (123040003)	養父市三宅（別図3のとおり）	急傾斜地の崩壊	別図3のとおり
耳堂(3)Ⅱ (123040004)	養父市三宅（別図4のとおり）	急傾斜地の崩壊	別図4のとおり
三宅(2)Ⅰ (123040005)	養父市三宅（別図5のとおり）	急傾斜地の崩壊	別図5のとおり
向三宅Ⅱ (123040009)	養父市三宅（別図6のとおり）	急傾斜地の崩壊	別図6のとおり
大谷(3)Ⅰ (123040010)	養父市大谷（別図7のとおり）	急傾斜地の崩壊	別図7のとおり
大谷Ⅱ (123040011)	養父市大谷（別図8のとおり）	急傾斜地の崩壊	別図8のとおり
大谷(1)Ⅰ (123040012)	養父市大谷（別図9のとおり）	急傾斜地の崩壊	別図9のとおり
奥村Ⅰ (123040013)	養父市大谷（別図10のとおり）	急傾斜地の崩壊	別図10のとおり
万久里(1)Ⅰ (123040015)	養父市万久里（別図11のとおり）	急傾斜地の崩壊	別図11のとおり
万久里(1)Ⅱ (123040017)	養父市万久里（別図12のとおり）	急傾斜地の崩壊	別図12のとおり
万久里(2)Ⅰ (123040018)	養父市万久里（別図13のとおり）	急傾斜地の崩壊	別図13のとおり
和多田Ⅰ (123040019)	養父市尾崎（別図14のとおり）	急傾斜地の崩壊	別図14のとおり

尾崎 I (123040020)	養父市尾崎 (別図15のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図15のとおり
片岡 I (123040021)	養父市関宮 (別図16のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図16のとおり
関宮 II (123040022)	養父市関宮 (別図17のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図17のとおり
関宮(1) I (123040023)	養父市関宮 (別図18のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図18のとおり
関宮(2) I (123040024)	養父市関宮 (別図19のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図19のとおり
相地 I (123040025)	養父市関宮 (別図20のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図20のとおり
八木谷(4) II (123040026)	養父市関宮 (別図21のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図21のとおり
八木谷(3) II (123040027)	養父市関宮 (別図22のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図22のとおり
八木谷 I (123040028)	養父市関宮 (別図23のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図23のとおり
八木谷(1) II (123040029)	養父市関宮 (別図24のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図24のとおり
吉井 I (123040030)	養父市吉井 (別図25のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図25のとおり
吉井 II (123040031)	養父市吉井 (別図26のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図26のとおり
足坂 I (123040036)	養父市中瀬 (別図27のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図27のとおり
摺鉢(4) II (123040038)	養父市轟 (別図28のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図28のとおり
摺鉢(3) II (123040039)	養父市轟 (別図29のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図29のとおり
摺鉢(2) II (123040040)	養父市轟 (別図30のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図30のとおり
尾原 I (123040043)	養父市出合 (別図31のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図31のとおり
尾原(3) II (123040044)	養父市出合 (別図32のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図32のとおり
尾原(1) II (123040046)	養父市出合 (別図33のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図33のとおり
出合(1) I (123040047)	養父市出合 (別図34のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図34のとおり

出合(4)Ⅱ (123040048)	養父市出合(別図35のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図35のとおり
小路頃(2)Ⅰ (123040050)	養父市出合(別図36のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図36のとおり
出合(3)Ⅱ (123040051)	養父市出合(別図37のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図37のとおり
葛畑(3)Ⅱ (123040052)	養父市葛畑(別図38のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図38のとおり
葛畑(3)Ⅰ (123040053)	養父市葛畑(別図39のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図39のとおり
葛畑(1)Ⅰ (123040055)	養父市葛畑(別図40のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図40のとおり
安井(3)Ⅱ (123040057)	養父市安井(別図41のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図41のとおり
安井(2)Ⅱ (123040058)	養父市安井(別図42のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図42のとおり
安井(1)Ⅱ (123040059)	養父市安井(別図43のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図43のとおり
安井Ⅰ (123040060)	養父市安井(別図44のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図44のとおり
鵜縄(1)Ⅰ (123040061)	養父市鵜縄(別図45のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図45のとおり
出合(1)Ⅱ (123040063)	養父市出合(別図46のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図46のとおり
川原場(2)Ⅱ (123040065)	養父市川原場(別図47のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図47のとおり
川原場(1)Ⅱ (123040067)	養父市川原場(別図48のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図48のとおり
別宮Ⅰ (123040068)	養父市別宮(別図49のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図49のとおり
別宮Ⅱ (123040069)	養父市別宮(別図50のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図50のとおり
草出(2)Ⅱ (123040072)	養父市草出(別図51のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図51のとおり
草出Ⅰ (123040073)	養父市草出(別図52のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図52のとおり
草出(1)Ⅱ (123040074)	養父市草出(別図53のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図53のとおり
梨ヶ原(2)Ⅰ (123040075)	養父市梨ヶ原(別図54のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図54のとおり

梨ヶ原(1) I (123040076)	養父市梨ヶ原(別図55のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図55のとおり
丹戸(1) I (123040078)	養父市丹戸(別図56のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図56のとおり
岡(2) I (123040079)	養父市丹戸(別図57のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図57のとおり
奈良尾(1) I (123040082)	養父市奈良尾(別図58のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図58のとおり
福定(2) I (123040083)	養父市福定(別図59のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図59のとおり
大久保(1) I (123040085)	養父市大久保(別図60のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図60のとおり
大久保 I (123040086)	養父市大久保(別図61のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図61のとおり
深田川 I (223040003)	養父市三宅(別図62のとおり)	土石流	別図62のとおり
下高尾谷川 I (223040012)	養父市万久里(別図63のとおり)	土石流	別図63のとおり
中高尾谷川 I (223040013)	養父市万久里(別図64のとおり)	土石流	別図64のとおり
宮ノ尾谷川 II (223040014)	養父市万久里(別図65のとおり)	土石流	別図65のとおり
花盛川 I (223040017)	養父市尾崎(別図66のとおり)	土石流	別図66のとおり
お大師川 I (223040022)	養父市関宮(別図67のとおり)	土石流	別図67のとおり
山根川 I (223040023)	養父市関宮(別図68のとおり)	土石流	別図68のとおり
ムクロジ川 II (223040026)	養父市関宮(別図69のとおり)	土石流	別図69のとおり
横次川 II (223040028)	養父市関宮(別図70のとおり)	土石流	別図70のとおり
アワン谷川 I (223040029)	養父市下吉井(別図71のとおり)	土石流	別図71のとおり
円光寺川 I (223040031)	養父市吉井(別図72のとおり)	土石流	別図72のとおり
岩屋川 II (223040034)	養父市轟(別図73のとおり)	土石流	別図73のとおり
下塩谷川 I (223040035)	養父市出合(別図74のとおり)	土石流	別図74のとおり

上塩谷川Ⅰ (223040036)	養父市出合（別図75のとおり）	土石流	別図75のとおり
小松川Ⅱ (223040040)	養父市葛畑（別図76のとおり）	土石流	別図76のとおり
奥の谷川Ⅰ (223040041)	養父市葛畑（別図77のとおり）	土石流	別図77のとおり
神場川Ⅱ (223040043)	養父市葛畑（別図78のとおり）	土石流	別図78のとおり
荒倉川Ⅱ (223040044)	養父市葛畑（別図79のとおり）	土石流	別図79のとおり
小谷川Ⅰ (223040045)	養父市安井（別図80のとおり）	土石流	別図80のとおり
廣土川Ⅰ (223040047)	養父市安井（別図81のとおり）	土石流	別図81のとおり
コミノ谷川Ⅰ (223040049)	養父市鶴縄（別図82のとおり）	土石流	別図82のとおり
ヲミノ谷川Ⅰ (223040050)	養父市鶴縄（別図83のとおり）	土石流	別図83のとおり
荒倉谷川Ⅱ (223040051)	養父市鶴縄（別図84のとおり）	土石流	別図84のとおり
イボン谷川Ⅰ (223040055)	養父市草出（別図85のとおり）	土石流	別図85のとおり
古畑下谷川Ⅰ (223040060)	養父市福定（別図86のとおり）	土石流	別図86のとおり

（別図1から別図86までは省略し、3に記載する場所に備え置いて閲覧に供する。）

2 指定の案の閲覧期間

令和2年8月26日（水）から同年9月9日（水）まで

3 指定の案の閲覧場所

兵庫県但馬県民局養父土木事務所、養父市役所及び関宮地域局

4 意見書に関する事項

(1) 様式

要領第5条第2項の規定により定める様式

(2) 提出先

兵庫県但馬県民局養父土木事務所河川砂防第2課
〒667-0022 養父市八鹿町下網場 320

(3) 提出期限

令和2年9月9日（水）まで（当日消印有効）

(4) 意見要旨及び県の考え方の公表

提出された意見の要旨及びこれに対する兵庫県の考え方は、令和2年11月9日（月）までに、3に記載する場所において閲覧に供し、及び兵庫県ホームページに掲載し、公表する。



土砂災害警戒区域等の指定手続に関する要領に基づく土砂災害特別警戒区域の指定の案の閲覧
土砂災害警戒区域等の指定手続に関する要領（以下「要領」という。）第4条第1項の規定により、土砂災害

特別警戒区域の指定の案を、次のとおり閲覧に供する。

なお、指定しようとする区域内に存する土地若しくは建築物の所有者、管理者又は占有者は、閲覧期間の満了の日まで、この案について兵庫県知事に意見書を提出することができる。

令和2年8月18日

兵庫県知事 井戸敏三

1 指定しようとする区域の名称等

名 称	指 定 の 区 域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
母坪 I (124010001)	丹波市柏原町母坪(別図1のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図1のとおり
母坪(2) I (124010002)	丹波市柏原町母坪(別図2のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図2のとおり
田路 I (124010004)	丹波市柏原町田路(別図3のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図3のとおり
田路(3) I (124010005)	丹波市柏原町田路(別図4のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図4のとおり
北山(2) I (124010007)	丹波市柏原町北山(別図5のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図5のとおり
北山 I (124010008)	丹波市柏原町北山(別図6のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図6のとおり
東鴨野 I (124010009)	丹波市柏原町鴨野(別図7のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図7のとおり
東鴨野(2) I (124010010)	丹波市柏原町鴨野(別図8のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図8のとおり
大新屋 I (124010011)	丹波市柏原町大新屋(別図9のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図9のとおり
拳田(2) I (124010012)	丹波市柏原町拳田(別図10のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図10のとおり
拳田 I (124010013)	丹波市柏原町拳田(別図11のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図11のとおり
南多田 I (124010014)	丹波市柏原町南多田(別図12のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図12のとおり
南多田(3) I (124010015)	丹波市柏原町南多田(別図13のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図13のとおり
南多田(4) I (124010016)	丹波市柏原町南多田(別図14のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図14のとおり
南多田(2) I (124010017)	丹波市柏原町南多田(別図15のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図15のとおり
柏原(4) I (124010018)	丹波市柏原町柏原(別図16のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図16のとおり

柏原(1) I (124010019)	丹波市柏原町柏原(別図17の とおりに)	急傾斜地の崩壊	別図17のとおり
柏原(3) I (124010020)	丹波市柏原町柏原(別図18の とおりに)	急傾斜地の崩壊	別図18のとおり
柏原(5) I (124010021)	丹波市柏原町柏原(別図19の とおりに)	急傾斜地の崩壊	別図19のとおり
柏原(6) I (124010022)	丹波市柏原町東奥(別図20の とおりに)	急傾斜地の崩壊	別図20のとおり
東奥(2) I (124010023)	丹波市柏原町東奥(別図21の とおりに)	急傾斜地の崩壊	別図21のとおり
東奥(1) I (124010024)	丹波市柏原町東奥(別図22の とおりに)	急傾斜地の崩壊	別図22のとおり
柏原(7) I (124010025)	丹波市柏原町柏原(別図23の とおりに)	急傾斜地の崩壊	別図23のとおり
柏原(8) I (124010026)	丹波市柏原町柏原(別図24の とおりに)	急傾斜地の崩壊	別図24のとおり
見長(2) I (124010027)	丹波市柏原町見長(別図25の とおりに)	急傾斜地の崩壊	別図25のとおり
見長(1) I (124010028)	丹波市柏原町見長(別図26の とおりに)	急傾斜地の崩壊	別図26のとおり
小南 I (124010029)	丹波市柏原町小南(別図27の とおりに)	急傾斜地の崩壊	別図27のとおり
柏原(9) I (124010030)	丹波市柏原町柏原(別図28の とおりに)	急傾斜地の崩壊	別図28のとおり
柏原(10) I (124010031)	丹波市柏原町柏原(別図29の とおりに)	急傾斜地の崩壊	別図29のとおり
柏原(2) I (124010032)	丹波市柏原町柏原(別図30の とおりに)	急傾斜地の崩壊	別図30のとおり
北中 I (124010033)	丹波市柏原町北中(別図31の とおりに)	急傾斜地の崩壊	別図31のとおり
下小倉 I (124010034)	丹波市柏原町下小倉(別図32 のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図32のとおり
上小倉(2) I (124010036)	丹波市柏原町上小倉(別図33 のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図33のとおり
上小倉(5) I (124010037)	丹波市柏原町上小倉(別図34 のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図34のとおり
上小倉(3) I (124010038)	丹波市柏原町上小倉(別図35 のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図35のとおり
田路 II (124010039)	丹波市柏原町田路(別図36の とおりに)	急傾斜地の崩壊	別図36のとおり

大新屋Ⅱ (124010040)	丹波市柏原町大新屋(別図37のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図37のとおり
大新屋(2)Ⅱ (124010041)	丹波市柏原町大新屋(別図38のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図38のとおり
挙田Ⅱ (124010042)	丹波市柏原町挙田(別図39のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図39のとおり
南多田(1)Ⅱ (124010043)	丹波市柏原町南多田(別図40のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図40のとおり
南多田(2)Ⅱ (124010044)	丹波市柏原町南多田(別図41のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図41のとおり
見長Ⅱ (124010045)	丹波市柏原町見長(別図42のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図42のとおり
北中Ⅱ (124010046)	丹波市柏原町北中(別図43のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図43のとおり
上小倉(1)Ⅱ (124010047)	丹波市柏原町上小倉(別図44のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図44のとおり
上小倉(2)Ⅱ (124010048)	丹波市柏原町上小倉(別図45のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図45のとおり
石戸(7)Ⅲ (124010049)	丹波市柏原町石戸(別図46のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図46のとおり
上小倉(4)Ⅱ (124010050)	丹波市柏原町上小倉(別図47のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図47のとおり
上小倉(5)Ⅱ (124010051)	丹波市柏原町上小倉(別図48のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図48のとおり
上小倉(6)Ⅱ (124010052)	丹波市柏原町上小倉(別図49のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図49のとおり
鴨野Ⅲ (124010053)	丹波市柏原町鴨野(別図50のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図50のとおり
大新屋(1)Ⅲ (124010054)	丹波市柏原町大新屋(別図51のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図51のとおり
大新屋(2)Ⅲ (124010055)	丹波市柏原町大新屋(別図52のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図52のとおり
北中(2)Ⅲ (124010058)	丹波市柏原町北中(別図53のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図53のとおり
北中(3)Ⅲ (124010059)	丹波市柏原町北中(別図54のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図54のとおり
下小倉(1)Ⅲ (124010060)	丹波市柏原町下小倉(別図55のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図55のとおり
下小倉(2)Ⅲ (124010062)	丹波市柏原町下小倉(別図56のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図56のとおり

下小倉(3)Ⅲ (124010063)	丹波市柏原町下小倉(別図57 のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図57のとおり
下小倉(5)Ⅲ (124010065)	丹波市柏原町下小倉(別図58 のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図58のとおり
石戸(1)Ⅲ (124010066)	丹波市柏原町石戸(別図59の とおり)	急傾斜地の崩壊	別図59のとおり
石戸(2)Ⅲ (124010067)	丹波市柏原町石戸(別図60の とおり)	急傾斜地の崩壊	別図60のとおり
石戸(4)Ⅲ (124010069)	丹波市柏原町石戸(別図61の とおり)	急傾斜地の崩壊	別図61のとおり
石戸(5)Ⅲ (124010070)	丹波市柏原町石戸(別図62の とおり)	急傾斜地の崩壊	別図62のとおり
石戸(6)Ⅲ (124010071)	丹波市柏原町石戸(別図63の とおり)	急傾斜地の崩壊	別図63のとおり
口石戸川Ⅰ (224010001)	丹波市柏原町石戸(別図64の とおり)	土石流	別図64のとおり
室地川Ⅰ (224010004)	丹波市柏原町上小倉(別図65 のとおり)	土石流	別図65のとおり
上小倉東谷川Ⅰ (224010006)	丹波市柏原町上小倉(別図66 のとおり)	土石流	別図66のとおり
円成寺谷Ⅰ (224010007)	丹波市柏原町下小倉(別図67 のとおり)	土石流	別図67のとおり
山田谷Ⅰ (224010023)	丹波市柏原町柏原(別図68の とおり)	土石流	別図68のとおり
大新屋川Ⅰ (224010029)	丹波市柏原町大新屋(別図69 のとおり)	土石流	別図69のとおり
高見城谷川Ⅰ (224010030)	丹波市柏原町大新屋(別図70 のとおり)	土石流	別図70のとおり
東谷川(2)Ⅰ (224010032)	丹波市柏原町鴨野(別図71の とおり)	土石流	別図71のとおり
鴨野川Ⅰ (224010033)	丹波市柏原町鴨野(別図72の とおり)	土石流	別図72のとおり
柳谷Ⅱ (224010036)	丹波市柏原町石戸(別図73の とおり)	土石流	別図73のとおり
石戸小谷Ⅱ (224010038)	丹波市柏原町石戸(別図74の とおり)	土石流	別図74のとおり
池端谷川Ⅱ (224010039)	丹波市柏原町下小倉(別図75 のとおり)	土石流	別図75のとおり
上小倉奥谷Ⅱ (224010040)	丹波市柏原町上小倉(別図76 のとおり)	土石流	別図76のとおり

上小倉中谷Ⅱ (224010042)	丹波市柏原町上小倉(別図77 のとおり)	土石流	別図77のとおり
-----------------------	-------------------------	-----	----------

(別図1から別図77までは省略し、3に記載する場所に備え置いて閲覧に供する。)

- 2 指定の案の閲覧期間
令和2年8月26日(水)から同年9月9日(水)まで
- 3 指定の案の閲覧場所
兵庫県丹波県民局丹波土木事務所及び丹波市役所柏原支所
- 4 意見書に関する事項
 - (1) 様式
要領第5条第2項の規定により定める様式
 - (2) 提出先
兵庫県丹波県民局丹波土木事務所公園砂防課
〒669-3309 丹波市柏原町柏原 688
 - (3) 提出期限
令和2年9月9日(水)まで(当日消印有効)
 - (4) 意見要旨及び県の考え方の公表
提出された意見の要旨及びこれに対する兵庫県の考え方は、令和2年11月9日(月)までに、3に記載する場所において閲覧に供し、及び兵庫県ホームページに掲載し、公表する。



大規模小売店舗の新設に関する届出

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号。以下「法」という。)第5条第1項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の新設の届出があった。

なお、当該届出及びその関係書類を次のとおり縦覧に供する。

また、法第8条第2項の規定により、この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から4月以内に、兵庫県に対し、意見書を提出することにより、これを述べることができる。

令和2年8月18日

兵庫県知事 井戸敏三

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
名称 (仮称)加西中野複合商業施設
所在地 加西市中野町字宮ノ前1番ほか
- 2 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

名称	住所	代表者の氏名
マックスバリュ西日本株式会社	広島市南区段原南一丁目3番52号	平尾健一
株式会社キリン堂	大阪市淀川区宮原四丁目5番36号	寺西豊彦
- 3 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

名称	住所	代表者の氏名
マックスバリュ西日本株式会社	広島市南区段原南一丁目3番52号	平尾健一
株式会社キリン堂	大阪市淀川区宮原四丁目5番36号	寺西豊彦
- 4 大規模小売店舗の新設をする日
令和3年4月1日
- 5 大規模小売店舗内の店舗面積の合計
2,589平方メートル
- 6 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項
 - (1) 駐車場の収容台数
112台
 - (2) 駐輪場の収容台数
79台